◆◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第430号（H29.12.8）◆◆◆

＝はじめに＝
このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝
1.重大事故等情報＝5件（12月1日～12月7日分）
(1)高速乗合バスの死傷事故①
(2)高速乗合バスの死傷事故②
(3)法人タクシーの死傷事故①
(4)法人タクシーの死傷事故②
(5)大型トレーラの衝突事故
2.年末年始の輸送等に関する安全総点検を実施しましょう!!【新着情報】
3.事業用自動車事故調査委員会の調査報告書の公表について【新着情報】
4.貸切バスのドライブレコーダーの映像の記録・保存について
5.貸切バスのドライブレコーダーの映像を活用した指導・監督の実施について
6.ホイール・ボルト折損等による大型自動車等の車輪脱落事故防止について

◇◇◇

この事故により、歩行者が死亡した。
現場は薄暗く、対向車もなかったが、当該タクシーはヘッドライト下向きで走行していたため歩行者の発見が遅れた模様。

(4)法人タクシーの死傷事故②
12月6日（水）午前1時15分頃、大阪府の市道において、府内に営業所を置く法人タクシーが乗客1名を乗せ運行中、信号や横断歩道のない場所を横断していた歩行者をはねた。
この事故により、歩行者が死亡した。

(5)大型トレーラの衝突事故
12月5日（火）午前9時31分頃、北海道の国道交差点において、道内に営業所を置く大型トレーラが運行中、反対車線から右折してきた自家用マイクロバスと衝突した。
この事故により、自家用マイクロバスに乗っていた18名が軽傷を負った。
事故当時の路面は圧雪アイスバーン状態であり、当該大型トレーラは赤信号で交差点に進入した模様。

上記5件の死傷者数計：死亡4名、重傷0名、軽傷18名（速報値）

◇◇◇

今般、下記の調査事案について、報告書が議決されたことを受け、当該報告書を公表します。

記

○　特別重要調査対象
　・中型トラックの追突事故（広島県東広島市）
○　重要調査対象
　・貸切バスの横転事故（大分県別府市）
　・トラクタ・コンテナセミトレーラの衝突事故（東京都江戸川区）
　・タクシーの衝突事故（東京都江戸川区）

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000330.html

◇◇◇

資料にてご確認いただけますが、概ね以下のとおりとなります。

1.ドライブレコーダーの記録を利用した指導・監督の導入
平成29年12月1日より、ドライブレコーダーを装着している自動車の運転者に関して、この記録を利用した指導・監督を義務付け（合わせて、初任運転者等に対する実技訓練以外の指導及び監督の実施時間を6時間以上から10時間以上とする。）。

2.ドライブレコーダーの装着及び記録義務
①平成29年12月1日以降に新規登録を受けた新車について、ドライブレコーダーの装着及び記録の保存を義務付け。
②平成31年12月1日より、使用過程車（平成29年11月30日以前に登録を受けた車両。）についても①の内容を義務付け。
③平成29年12月1日において既に装着されているドライブレコーダーであって性能要件告示で定める一定の要件を満たすものは、平成36年11月30日までの間、これを使用してもよい（満たさないものの使用が認められるのは平成31年11月30日まで。）。
※よって、平成29年12月1日以降に、性能要件告示で定めるいずれかの要件を満たしていないドライブレコーダーを使用過程車に装着する場合、これの使用が認められるのは平成31年11月30日までとなる。

【参考】
※平成28年11月17日報道発表
『貸切バスの安心・安全な運行のため、運転者への指導・監督を強化します～貸切バス事業者の運転者に対して行う指導及び監督の指針の一部改正等について～』
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000272.html

※ドライブレコーダーにより記録すべき情報及びドライブレコーダーの性能要件を定める告示
→　http://www.mlit.go.jp/common/001181710.pdf

※旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針の一部を改正する告示
→　http://www.mlit.go.jp/common/001154005.pdf

◇◇◇

国土交通省では、ホイール・ボルトの折損等による大型自動車の車輪脱落事故を防止するため、11月14日、自動車関係団体に対してタイヤ交換時の適切な作業や日頃の点検における確実な確認を徹底するよう指示しました。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000168.html

◇◇◇

◆◆◆